社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会表彰規則

（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う個人及び団体の表彰について必要な事項を定めるものとする。

（被表彰者の範囲及び資格）

第２条　被表彰者は、次の各号に掲げるとおりとし、故人も対象とする。

⑴　特別功績者　本会の発展に特に功績のあった個人（現職者を除く。）

⑵　特別功労者　社会福祉事業を積極的に推進し、その功労が顕著な個人及び団体

⑶　各種委員　現職者であって、多年にわたりその活動がめざましく、地域福祉の向上に貢献した個人

⑷　社会福祉活動協助者　社会福祉活動に積極的に参加又は協力をし、その功績が多大な個人及び団体

⑸　寄付者　金品等を寄付し、社会福祉事業の進展に貢献した個人及び団体

（被表彰候補者の推薦）

第３条　会長は、前条の表彰の基準を満たすと認められるものがいるとき、次の団体に表彰者推薦を依頼するものとする。

⑴　地区社会福祉協議会

⑵　さいたま市

⑶　社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

⑷　ボランティア団体

⑸　その他会長が必要と認める団体

（被表彰者の決定）

第４条　会長は、前条の規定により推薦書の提出を受けたときはこれを精査し、被表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、会長が表彰状を授与して行う。

２　被表彰者の範囲及び氏名等は、表彰台帳に記載する。

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１３年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行の日から平成１４年３月３１日までの間は、合併前の浦和市社会福祉大会基準、社会福祉法人大宮市社会福協議会表彰規則及び社会福祉法人与野市社会福祉協議会表彰規程の規定による。

附　則

　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。